

大山町部活動の在り方に関する方針

大山町教育委員会

令和元年6月

目 次

はじめに

1 基本方針	----- P 3
2 適切な運営のための体制整備	----- P 4
(1) 部活動の方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	----- P 5
4 適切な休養日等の設定	----- P 6
5 生徒や地域の実態を踏まえた環境の整備	----- P 8
(1) 生徒や地域の実態を踏まえた部活動	
(2) 地域との連携等	
6 学校単位で参加する大会等の見直し	----- P 9

終わりに

はじめに

- 学校教育活動の一環である部活動は、スポーツや芸術文化、生活文化、自然科学等に興味・関心のある生徒が参加し、部活動顧問をはじめとした関係者の取組や指導の下に行われている。
- また、部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義の高い活動として各学校において実施されており、中学校学習指導要領（H29.3月告示）には、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする」と示されている。
- しかし、部活動の一部には、適切な休養を伴わない行き過ぎた活動により、生徒や教職員に様々な弊害をもたらしてきた状況もあることから、生徒の自主的・自発的な参加となるよう生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。
- 本町では、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、また鳥取県教育委員会が策定した「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」と「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」に則り、「大山町部活動の在り方に関する方針」を策定した。
- 本方針では、義務教育である中学校段階の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ちながら、部活動が学校、地域の実情に応じた形で最適に実施されることを目指している。

1 基本方針

- 本方針は、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体的な取組について示すものである。

- 本方針は、スポーツ庁や文化庁が策定した「ガイドライン」及び鳥取県教育委員会が策定した「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」と「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」に則り、義務教育である中学校段階の部活動を対象とし、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
 - ① 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、スポーツ・芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

 - ② 生徒の自主的、自発的な参加により行われるとともに、友達や異学年の生徒、顧問等との関わりを通して、豊かな人間関係を構築し、社会性や協調性を身につけること。

 - ③ 学校教育の一環としての部活動の指導・運営に係る体制を合理的かつ効率的・効果的に取り組むこと。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の策定等

- ア 校長は、本町教育委員会が策定した「大山町部活動の在り方に関する方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、以降適宜見直し・更新をしていく。なお、活動方針の策定に当たっては、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われることに鑑み、生徒の意見等を踏まえるなど、生徒の実態に応じて策定することが望ましい。
- イ 部活動顧問は、年間の活動計画（活動目標、休養日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るとともに、多様な考えを持つ保護者に対して部活動を正しく理解してもらうために部活動の運営方針等を説明する。
- エ 本町教育委員会は、上記イに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教職員の数、部活動指導員や運動部活動外部指導者の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教職員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の部活動の設置に努める。
- ※適正な数の部活動数の目安・・・複数の部顧問が配置できる部活動数
- イ 本町教育委員会は、各学校の生徒や教職員の数、部活動指導員や運動部活動外部指導者の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するように努める。
- なお、部活動指導員の任用・配置についての要綱は別に定める。（大山町部活動指導員設置要綱）
- ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員や運動部活動外部指導者の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運

営及び管理に係る体制の構築を図る。

- エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ及び文化活動を行い、教職員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進 のための取組

- ア 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たって、生徒の心身の健康管理（障がい・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。本町教育委員会においては、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

- イ 部活動顧問は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習があらゆる障がいや外傷のリスクを高め、必ずしも生徒の体力・運動能力の向上や文化芸術活動の能力向上につながらないことを正しく理解するとともに、それぞれの活動における能力の向上や生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、それぞれの目標を達成できるよう配慮しなければならない。さらに、活動分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習方法の積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行い、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、長時間の部活動指導による教職員の負担を軽減するため、以下のとおり基準として設定し遵守する。

休養日の設定

- 学期中（長期休業中を除く。以下同じ。）は週当たり2日以上休養日（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）を設けること。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるように、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度の休養期間を設けること。

活動時間

※活動時間…本方針での「活動時間」とは、練習、実演、実験等の時間を意味しており、（会場への移動、準備、片付け、ミーティング、休憩、見学等は含まない）練習等の効果が期待される活動の時間である。

- 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。
- 朝練習を行う場合には、部活動顧問は季節や生徒の通学時間等も考慮しながら、目的を持って短時間で効果的に実施できる計画を立て、生徒の健康、学校生活や授業に支障のない範囲で実施する。
- 練習試合や合同練習会等の対外的な活動において基準の活動時間を超えて活動する場合は、生徒の健康管理に十分配慮し、1日のうちに休養時間を適切に設定するとともに、別の日の活動時間を減らすなど、週当たりの活動時間にも留意する。

- 中体連や鳥取県吹奏楽連盟主催等の大会に向けての練習については、大会3週間前に限り、基準の活動時間を超えて活動することができる。ただし、生徒の健康に留意し、学校長の承認を得た場合に限る。

- ただし、上記は中学校段階の活動日及び活動時間の遵守すべき基準等を定めたものであるため、管理職及び部活動顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講じること。
また、管理職は、部活動顧問の部活動以外の業務も含めた時間外業務を適切に把握し、過度な時間外業務が生じないよう学校全体として適切な指導体制を構築し、適宜是正を行うこと。

- イ 部活動顧問は、熱中症事故防止や安全の確保のため、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努めること。
また、活動を実施する場合でも、短時間で効果的・効率的なものとし、気温や湿度のほか、生徒の体調を観察するなど、熱中症対策に万全を期すとともに、高湿度・急な温度上昇の際には速やかに活動を中止するなど、生徒の命や健康を守る対応をとること。

- ウ 校長は、2（1）イに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の方針を踏まえるとともに、本町教育委員会が策定した方針に則り、各部活動の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

- エ 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間、各部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考える。

5 生徒や地域の実態を踏まえた環境の整備

(1) 生徒や地域の実態を踏まえた部活動

ア 校長や部活動顧問は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の部活動が、生徒の多様な実態に必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、生徒が参加しやすい多様なレベルの活動を設定できるようにする。

イ 本町教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の分野の部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を推進する。

(2) 地域との連携等

ア 本町教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域との連携、保護者の理解と協力、体育館や公民館などの社会教育施設の活用や各種団体との連携等による学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ・文化活動の環境整備を進める。

イ 本町教育委員会は、各分野の関係団体等に対し、部活動指導員の任用・配置や、部活動の指導者等に対する研修等、スポーツ及び芸術文化活動等の指導者の質の向上に関する取組への協力を求める。

ウ 本町教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 本町教育委員会は、学校の部活動が参加する大会や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会等や地域の行事、催し等に参加することが、生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事、催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請する。

イ 校長は、部活動の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査し、参加を承認する。

終わりに

○ 本方針は、生徒の心身にわたる成長と豊かな学校生活を送ることを願い、学校の部活動の望ましい在り方について示したものである。生徒が、スポーツや芸術・文化から学ぶものは非常に多くのものである一方で、近年、指導の行き過ぎにより、様々な課題が浮き彫りになってきている。生徒が今後の人生において生きがいのある豊かな人生を送るためにも、本方針を基盤としながら、学校、生徒、保護者、地域、関係団体と本町教育委員会が連携して様々な課題を解決していかなければならない。